

貸付事業実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）第1種共済運営要綱第17条に定める貸付事業の実施に関しての必要な事項を定める。

(貸付条件)

第2条 貸付対象者は、第1種共済加入後1年を経過した加入者とする。

2 貸付限度額は、2,000,000円以内とする。

ただし、貸付時点における第1種共済及び第2種共済の退会給付金額の範囲内とし、その用途は限定しないものとする。

3 貸付利子は、年率3パーセントとする。

4 償還期間は10年以内とし、償還方法は元利金均等の月賦償還とする。

5 借入にあたり、連帯保証人を1名立てなければならない。

(貸付金総額)

第3条 貸付に必要な資金総額は、年度予算で定めた範囲内とする。

(借入申込)

第4条 借入を希望する加入者は、借入申込書（貸・様式第1号）に記入のうえ、契約者が運営する事業所（以下「適用事業所」という。）の代表者（以下「適用事業所長」という。）を経て県社協会長に提出するものとする。

(貸付の決定)

第5条 県社協会長は、前条の借入申込書を受理したときは、原則として1ヵ月以内に貸付の適否を決定し、借入申込者に対して貸付決定通知書（貸・様式第2号）又は貸付不承認通知書（貸・様式第3号）を、連帯保証人にはその写しを適用事業所長を経て通知するものとする。

(貸付金の交付)

第6条 県社協会長は、前条により貸付を決定した場合は、適用事業所の口座に貸付金を送金する。

2 適用事業所長は、前項により送金された貸付金を、貸付決定された加入者（以下「借受人」という。）に交付しなければならない。

3 借受人及び連帯保証人は、適用事業所長から貸付金を受領する際に、金額に応じた収入印紙を貼付した借用証書（貸・様式第4号）に記入・実印での押印のうえ、印鑑証明書を添付して適用事業所長へ提出しなければならない。

4 適用事業所長は、借受人及び連帯保証人から提出された借用証書を、速やかに県社協会長に送付しなければならない。

(貸付金の償還)

第7条 借受人は、貸付を受けた月の翌々月から償還を開始し、貸付決定の際に定められた償還計画に基づいて償還しなければならない。

2 適用事業所長は、借受人の同意を得て、償還金請求明細書（兼）償還金領収書（貸・様式第5号）に基づいて、毎月の給料から償還金額を徴収して、毎月末日若しくは末日が金融機関休業日のときは翌営業日に、口座振替により県社協会長に送金する。

3 借受人が償還期間中に青森県民間社会福祉事業職員共済を退会する場合は、償還金残額を一括繰上償還しなければならない。

(貸付金の繰上償還)

第8条 借受人は、前条第3項による繰上償還、又はそれ以外の事由による繰上償還を行う場合は、繰上償還申出書（貸・様式第6号）を県社協会長に提出する。

2 県社協会長は、前項の申出書を承認した場合は、適用事業所長及び借受人に対し、繰上償還承認通知書（貸・様式第7号）を交付する。

3 繰上償還時は、残元金及び繰上償還にあたり再計算された利子の合計額を一括で償還する。

4 前条第3項による繰上償還の場合は、前項の繰上償還額を退会給付金送金時に相殺する。なお、相殺後においても償還残額がある場合、借受人は、県社協会長からの請求に基づき、一括で償還しなければならない。

5 前項に掲げる事由以外による繰上償還の場合は、借受人は、県社協会長からの請求に基づき、一括で償還する。

(延滞利子)

第9条 借受人は、最終償還期限までに元利金を納入しないときは、最終償還期限の翌日から完済した日までの日数に応じ、延滞した残元金に年率3.0パーセントをもって計算した延滞利子を支払うものとする。

(償還完了)

第10条 県社協会長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、適用事業所長を経て借用証書を返還しなければならない。

(雑 則)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、県社協会長が別に定める。

(附 則)

この要領は、昭和63年10月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成7年10月1日から適用する。

この要領（平成 7 年 10 月 1 日適用）の施行前に貸付を受けたものについては従前の例による。

（附 則）

この要領は、平成 14 年 3 月 28 日に一部改正し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成 23 年 2 月 23 日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成 25 年 1 月 11 日に一部改定し、平成 25 年 4 月 1 日から適用とする。

（附 則）

この要領は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。

（附 則）

この要領は、令和 6 年 9 月 24 日から施行する。

（附 則）

この要領は、令和 8 年 9 月 17 日から施行する。